（電気関係報告規則の一部改正）

第二条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第九号中「設置する者」の下に「（認定高度保安実施設置者を除く。）」を加える。

第四条の表第十六号中「第六条第二項第二号」を「第六条第二項第二号又は第三号」に、「第二十七条の七第二項第二号」を「第二十七条の七第二項第二号又は第三号」に、「第二十七条の十二の五第二項第二号」を「第二十七条の十二の五第二項第二号又は第三号」に改める。

（電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第三条　電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定期安全管理審査に係る手数料の額） **第四条**　法第五十五条第四項の審査（法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、前回の法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知において、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第九十四条の五第一項第一号又は第二項第一号に規定する組織であると評定された組織については、当該組織が行った定期自主検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。 2　［略］	（定期安全管理審査に係る手数料の額） **第四条**　法第五十五条第四項の審査（法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、前回の法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知において、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第九十四条の五第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号に規定する組織であると評定された組織については、当該組織が行った定期自主検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。 2　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に電気事業法（以下「法」という。）第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知（以下単に「通知」という。）を受けた者に対する第一条の規定による改正前の電気事業法施行規則（次項において「旧規則」という。）第九十四条の五の規定の適用については、当該者が施行日以後最初に通知を受けた日又は法第五十五条の三の認定を受けた日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現に旧規則第九十四条の六第一項又は第二項の規定により定期安全管理審査申請書を提出している者であって、当該定期安全管理審査申請書に係る通知を受けていないものに対する旧規則第九十四条の五の規定の適用については、当該者が当該通知を受けた日以後最初に通知を受けた日又は法第五十五条の三の認定を受けた日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

○国土交通省令第九十五号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十四日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の㈠項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の二十三項の㈢欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の二十八項の㈢欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の二十九項の㈢欄に掲げる日影図と、表一の㈢項に掲げる二面以上の立面図又	（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の㈠項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の二十三項の㈢欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の二十八項の㈢欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の二十九項の㈢欄に掲げる日影図と、表一の㈢項に掲げる二面以上の立面図又